

【提出にあたっての留意事項】

年金受給権者 住所変更届

楷書ではっきりとご記入ください。

住所は、番地、建物(マンション・アパート)名、部屋番号、 方などまでご記入ください。

この届出により複数の年金の住所の変更ができますので、すべての年金の年金コードをご記入ください。

実施機関の住所登録の便宜上、書類の郵送に支障のない範囲で番地、建物名など記載された住所の一部を省略して登録することがあります。

日本年金機構から年金を受けられている方は、下記についてもご覧ください。

住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書

住民基本台帳による住所の更新の停止を申出された方は、今後、住所変更があった際には年金事務所への届出が必要となります。(日本年金機構にマイナンバー(個人番号)の収録のない方も同様)

住民基本台帳による住所の更新を申出された方で日本年金機構にマイナンバー(個人番号)の収録がされている場合、今後、住所変更があった際には、年金事務所への届出が不要となります。

住民票住所とは別の住所へ通知書等の送付を希望される方で日本年金機構にマイナンバーの収録がない場合は、マイナンバーの申出もしくは住民票の写しの添付が必要となります。

< 年金受給権者 住所変更届の記入方法 >

1 年金受給権者に係る事項

(1) 「個人番号(または年金証書の基礎年金番号)」欄

年金受給権者の基礎年金番号を記入してください。

なお、基礎年金番号が不明であれば、共済組合の年金証書記号番号を欄の上にある余白に記入してください。(該当欄に個人番号を記入していただいても差し支えありません。)

(2) 「年金コード」欄

複数の年金を受給されている方は、すべての年金コードを記入してください。

(3) 「受給権者氏名」欄

年金受給権者の氏名を記入してください。

2 変更後の住所等に係る事項

(1) 「変更後住所(通知書等送付先)」欄

番地、建物(マンション・アパート)名、部屋番号、方等まで、正しく記入してください。

なお、住所登録の都合上、書類の郵送に支障のない範囲で番地、建物名など記載された住所の一部を省略して登録することがあります。

(2) 「住民票上住所」欄

上記(1)において記載した住所が住民票と異なる(通知書等送付先である)場合は、本欄に住民票上の住所を記入してください。

3 住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書

日本年金機構から年金を受けられている方は、当該欄について記入してください。

なお、日本年金機構から年金を受けられていない方は、記入不要です。

< 添付書類 >

住民票上の住所と異なる住所に通知書等の送付先を希望する場合は、年金受給権者本人の確認のため、次のいずれかを添付してください。

- ・ 運転免許証の写し
- ・ 健康保険、国民健康保険等の被保険者証の写し
- ・ その他、届者本人であることを確認することができるものとして、公的に証明されたもの